

合併協議会 だより 第9号



Okawachi

Kanzaki



日吉神社（比延）



大歳神社（福本）

両町各地で秋祭りが開催されました！

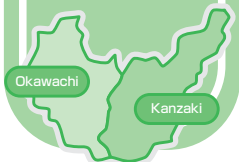
目 次

- 第11回合併協議会の結果報告 2
- 第10回新町建設計画小委員会が
開催されました 3
- まちづくりの目標 4
- 合併協定項目の協議状況 7
- 合併協議会からのお知らせ 8





第十一回合併協議会が 開催されました



第十一回合併協議会

九月二十九日、神崎町ケーブルテレビ局舎において、第十一回神崎町・大河内町合併協議会が開催されました。今回の協議会では、報告事項二件、協議事項二件について協議が行われました。

報告事項

【報告第二十九号】

神崎町・大河内町電算システム統合業務委託について

合併に伴う電算システム統合については、第四回合併協議会において承認されていますが、両町の議会において、電算システム統合事業にかかる補正予算及び契約議案が可決されたことや、電算統合までのスケジュールについて報告がなされました。

【協議第四十一号】

自治会・行政連絡機構の取扱いについて

自治会・行政連絡機構の取扱いでは、自治会組織、区長会事務など七項目について協議され、次のとおり調整することですべて承認されました。

〈自治会組織について〉

◆区長会の単位区数及び区長人数は現行どおりとし、新町にそのまま引き継ぐ。

◆区長会の役員体制（旧村単位の代表者の設置等も含む）・任期・選任時期等については、新町発足後の区長会において調整する。

〈区長会事務について〉

◆現行の集落毎の自治会をそのまま存続し、新町の一体性を確保するため区長会での議論を深め、組織の一元化を図る。

◆区長会の開催回数等運営方法については、合併後、区長会で調整する。

◆区長会運営補助金については、区長会運営状況を勘案しながら合併後調整し、一元化を図る。

◆上部団体等負担金、傷害保険料等の支出方法については、新町発足までに調整する。

〈地区要望事項の取りまとめについて〉

◆地域における、行政に対する要望の窓口は区長会とし、随時関係部局において取扱う。

◆予算編成に係る要望窓口は財政部局とし、とりまとめ方法については、大河内町の例による。

〈自治組織との行政協力委託業務について〉



◆行政と各自治会との連携を確保し、円滑な運営を推進するため、

区長会は現行制度を引き継ぐものとし、報償費については、新町発足後、早期に一元化を図る。

◆平成十七年度における報償費については、平成十七年度の両町のそれぞれの額、配分方法によるものとする。

◆平成十八年度以降の報償費の額、配分方法については、新町発足後の区長会において、各区間の均衡、公平性を勘案し調整する。

〈自治組織の所有財産の取扱いについて〉

◆公平性の高い集落財産の所有権の移転手続きを簡素化し、相続問題等の発生を防ぐ取扱いであるので、制度を現行のまま存続させる。

また現存の協定書、覚書についても現行のまま新町に引き継ぐ。

◆対象とする財産の種類や届出の様式、確認書類など事務処理の一元化については、合併時までに調整する。

〈住民への回覧物の回覧方法について〉

◆現行の配布・回覧方法を新町に引き継ぐ。

〈住民への連絡体制について〉

◆印刷物、放送、広報車、会議等に

よる連絡体制は、現行のまま新町に引き継ぐ。また、CATV映像活用も有効な手段であることから、大河内町内の早期の整備が望まれます。

【協議第四十二号】

住民関係事務事業（その三） 防犯灯設置の取扱いについて

防犯灯設置については、地元区長からの要望受付及びその対応等、両町ほぼ同様の取扱いとしています。が、防犯灯の設置及び維持管理のうち新設工事について、神崎町では町が実施し工事費の地元負担はなく、大河内町は自治会が工事を行い、予算の範囲内で補助を行っている等の差異があるため、次のとおり調整することで承認されました。

◆防犯灯の設置及び維持管理については、新町発足までに大河内町の例により調整する。また、新町発足までに、補助金交付要綱を定め適正化を図る。

提案事項

【提案第三十三号】

その他事業（その二） 出納業務の取扱いについて

【提案第三十四号】

町名・字名の取扱いについて

【提案第三十五号】

総務関係事務事業（その一） 選挙関係事務事業の取扱いについて

【提案第三十六号】

農林水産関係事業（その二）の取扱いについて

合併協議における協定項目の調整並びに表現方法については次のとおりとなります。

■新町発足までに調整する

特に各種事務事業において、合併期日までに両町町長間（担当者レベル）で協議・決定する。

■新町発足後、調整する

合併期日までに調整のできない項目については、新町になってから速やかに調整する。

■現行のまま新町に引き継ぐ

両町の制度等が同じであるため、現在の制度をそのまま新町に引き継ぐ。

■神崎町（大河内町）の例による

ほぼ同様の制度がある場合において、両町のいずれかの制度を採用する。



第十回新町建設計画小委員会が開催されました



十月八日、神崎町ケーブルテレビ局舎において、第十回目の新町建設計画小委員会が開催され、新町における主要施策、公共的施設の統合整備や、財政計画について意見交換がなされました。

主要施策については、まちづくりの目標、施策の柱、主要施策からなる重要推進プランがとりまとめられました。（四く六ページ参照）

公共的施設の統合整備については、住民生活に十分配慮し、地域の特性や地域バランス、現施設の利用状況や財政事情などを考慮していくことでとりまとめられました。

また、新町建設計画の最終章の財政計画では、健全な財政運営を行うことを基本とし、合併による歳出の削減効果、サービス水準の向上や新町における主要事業に必要な経費のほか、各種財政支援措置を反映させ作成していくことや、各予算区分の

前提条件についても協議されましたが、現在も県との協議中であることから、調整終了後に報告することで承認されました。

なお、新町建設計画の内容については、今月から予定しています集落説明会において説明させていただきます。



まちづくりの目標 1

愛・やさしさ

施策の柱

- 1 子どもたちが愛情にまもられて育つまちづくり
- 2 誰もが生きがいと安心を感じて暮らすまちづくり

プラン1 身近な施設を活かした地域サロン推進プラン

—ふれあい豊かな支え合いのコミュニティづくりをめざして—

プラン・取り組みのねらい

- 各集落単位を基本に、地域内の身近な公共施設等を利用した小規模かつ多様な機能を有する「地域サロン」を設置し、住民同士の支え合いと行政からの支援の仕組みを構築することにより、日常生活上の不安や課題を総合的に低減し、みんなが住んで良かった、住み続けたいと思えるコミュニティづくりをめざします。

実現に向けた取り組み

- 地域サロンは、集落単位を基本に地域の住民やボランティアが自主的に設置・活動を行い、その運営について、行政からも支援を行うものですが、当面は行政から各集落にその設置を働きかけるとともに、地域の課題に応じた活動メニューを皆さんとともに検討します。

地域サロンとは…

日常的に地域住民が集まり、みんなが1つの家族であるような意識のもと、以下のような活動が展開される場として機能させることとします。

高齢者・障害者

- 生きがいを見いだす場
- 地域の歴史文化、風習などを伝える場

子育て世代・若者

- 子育て相談や指導、相互保育の場
- 地域の歴史や風土を学び、まちづくりについて日常的に意見交換する場

子どもたち

- 友達との遊びや、世代間交流を図る場
- 地域の歴史や自然について学び、愛郷心を育てる場

ボランティア・地域住民

- 防犯・交通安全パトロールやあいさつ運動などの、活動拠点
- ボランティアが自由に集い、情報交換する場

地域サロン

その他にも…

- 若い主婦がベテラン主婦に、郷土料理や子育ての経験談等を教えてもらう。
- 災害発生時において迅速かつ適確に相互扶助活動が展開されるよう、まちや地域の人に関する様々な情報の共有や、防災意識についての日常的な啓発が行われる。 など

まちづくりの目標 ②

命・やさしさ

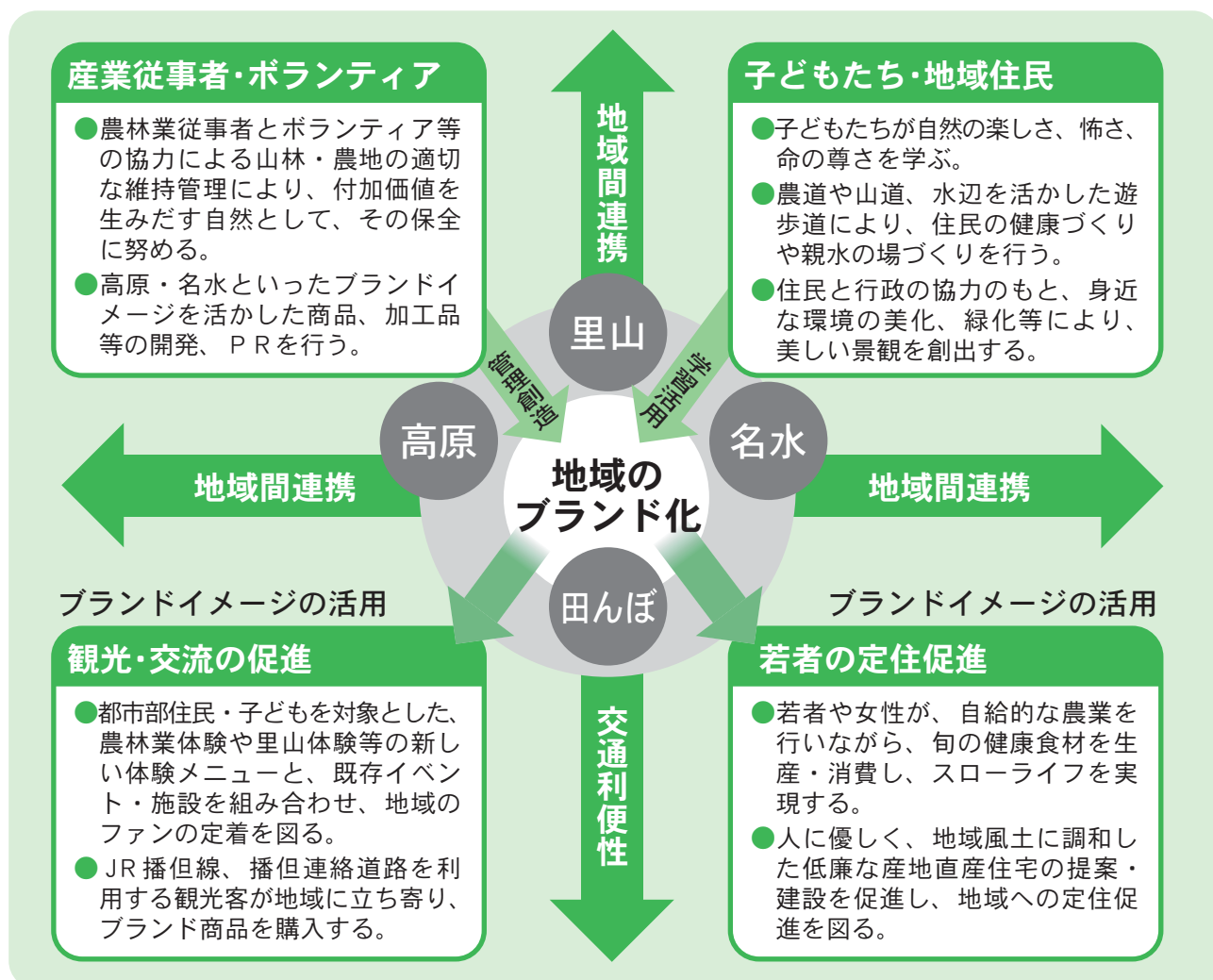
施策の柱

- 1 地域風土と調和した生活・文化を創造するまちづくり
- 2 美しい自然をまもり豊かな産業を育てるまちづくり

プラン2 高原・里山・名水を活かした地域ブランド創造プラン —ブランドイメージの発信による若者の定住、観光・交流の促進をめざして—

プラン・取り組みのねらい

- 豊かな自然資源を、地域の「ブランドイメージ」として定着化させ、若者層が住んでみたいと感じるような定住環境と、観光客がまた行きたいと感じるような、もてなし・交流環境を創造し、活力ある地域づくりをめざします。
- 自然環境の管理・活用を進めたい地元のニーズと、自然志向・健康志向の高い都市住民のニーズをマッチさせ、ブランドイメージを活かした特産品や体験プログラム等の開発をめざします。
- 兵庫県の中央部という立地条件を活かし、市川水系・播但線などによる南北方向のこれまでのつながりと、新町の合併による東西方向の新しいつながりを強化し、周辺地域と連携しながら、中山間地域全体としての魅力の発信と、交流の要所となるまちづくりをめざします。



まちづくりの目標 ③

心・ふれあい

施策の柱

- 1 地の利を活かし交流を促進するまちづくり
- 2 住民・地域のやる気が活きるパートナーシップのまちづくり

プラン③ 住民・職員のやる気を活かした新たな行政推進プラン —住民自治を合い言葉とした住民と行政の新しい関係づくりをめざして—

プラン・取り組みのねらい

- まちづくりの計画策定等に関し、住民意見の把握等を行い、地域の実情に応じた事業・施策推進をめざします。また、事業や施策の実施後は、住民満足度の変化等、その有効性の検証を行い、施策やサービスの見直しを図ります。
- 行政の住民ニーズや行政施策に対する役割把握に努め、住民と行政の新しい関係づくりによる行政運営の推進をめざします。

仕組みづくりに向けた取り組み

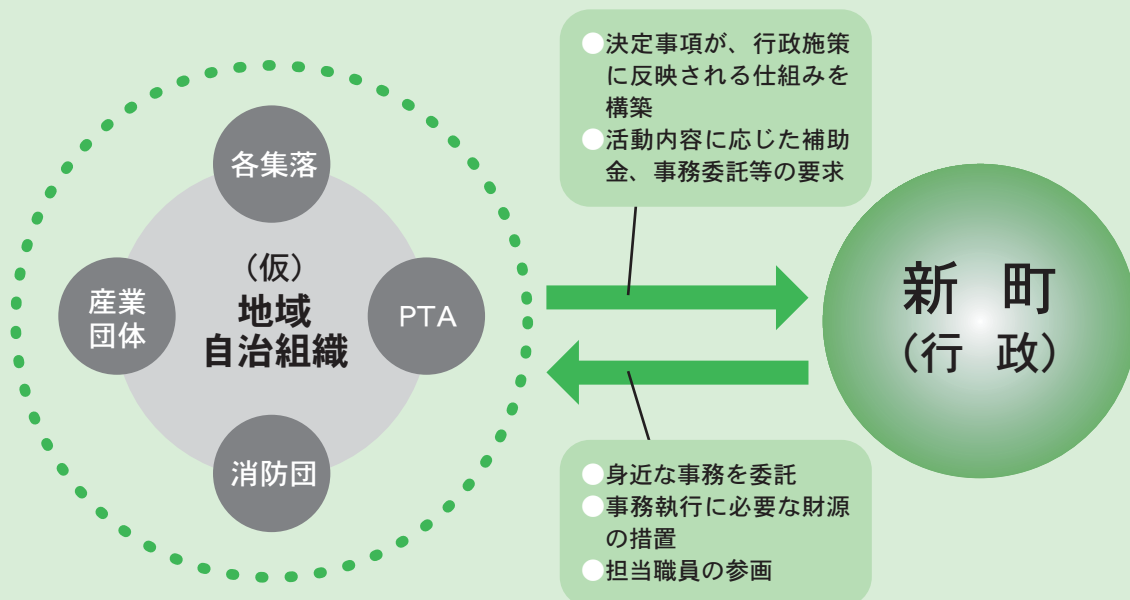
- 小学校区等のエリア全体の課題解決に向けた計画立案や、その実践に向け行政と協働で取り組む体制として、複数の集落等で構成する（仮）地域自治組織の設立を検討します。

地域自治組織の位置付けと役割

- 地域内の集落、各種団体等が協議し設置する任意団体
- 区域内の各種団体の自主的な活動の促進と調整
- 代表者や役員を互選等により選出
- 住民総会等の意志決定機能を有する

地域自治組織の機能と役割

- 地域住民・団体の自主的な活動方針・計画の作成
- 区域内の行政施策に対する提案を実施
- 活動計画に基づく、自主的な活動展開及び行政事務の受託・執行



合併協定項目の協議状況 平成16年9月29日現在

神崎町・大河内町合併協議会協定項目		提 案	決 定
◎自治体の存立に関わる基本的な事項			
1	合併の方式	第1回 H16. 2.15	第2回 H16.3.2
2	合併の期日	第2回 H16. 3.2	第9回 H16.8.25
3	新町の名称	※小委員会検討中	
4	新町の事務所の位置	※小委員会検討中	
5	財産の取扱い		
◎事務事業の一元化に関わる事項（合併特例法規定項目）			
6	新町建設計画（その1）	第7回 H16.7.17	第7回 H16.7.17
7	議会議員の定数及び任期の取扱い		
8	農業委員会委員の定数及び任期の取扱い		
9	地方税の取扱い（その1）	第5回 H16.6.13	第5回 H16.6.13
10	一般職の職員の身分の取扱い		
◎事務事業の一元化に関わる事項（その他の項目）			
11	特別職の身分の取扱い	第8回 H16.7.28	第9回 H16.8.25
12	条例、規則等の取扱い	第5回 H16.6.13	第5回 H16.6.13
13	事務組織及び機構の取扱い		
14	一部事務組合等の取扱い		
15	使用料、手数料等の取扱い	第5回 H16.6.13	第5回 H16.6.13
16	公共的団体等の取扱い	第5回 H16.6.13	第6回 H16.6.30
17	補助金、交付金等の取扱い	第5回 H16.6.13	第6回 H16.6.30
18	町名、字名の取扱い	第11回 H16.9.29	
19	慣行の取扱い（その1）	第5回 H16.6.13	第5回 H16.6.13
	慣行の取扱い（その2）	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
20	国民健康保険事業の取扱い	第8回 H16.7.28	第9回 H16.8.25
21	介護保険事業の取扱い	第6回 H16.6.30	第7回 H16.7.17
22	消防団の取扱い		
23	自治会・行政連絡機構の取扱い	第10回 H16.9.14	第11回 H16.9.29
◎各種事務事業の取扱い			
24	-1 議会関係事務事業		
	-2 総務関係事務事業（その1）	第11回 H16.9.29	
	-3 企画関係事務事業		
	-4 税務関係事務事業	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
	-5 住民関係事務事業（その1）	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
	住民関係事務事業（その2）	第8回 H16.7.28	第9回 H16.8.25
	住民関係事務事業（その3）	第10回 H16.9.14	第11回 H16.9.29
	-6 保健衛生関係事務事業	第9回 H16.8.25	第10回 H16.9.14
	-7 環境衛生関係事務事業	第9回 H16.8.25	第10回 H16.9.14
	-8 福祉関係事務事業（その1）	第6回 H16.6.30	第7回 H16.7.17
	福祉関係事務事業（その2）	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
	福祉関係事務事業（その3）	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
	-9 農林水産関係事業（その1）	第9回 H16.8.25	第10回 H16.9.14
	農林水産関係事業（その2）	第11回 H16.9.29	
	-10 商工・観光関係事業	第9回 H16.8.25	第10回 H16.9.14
	-11 建設関係事業（その1）	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
	建設関係事業（その2）	第9回 H16.8.25	第10回 H16.9.14
	-12 上・下水道事業（その1）水道事業	第5回 H16.6.13	第6回 H16.6.30
	上・下水道事業（その2）下水道事業	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
	-13 学校教育事業	第6回 H16.6.30	第7回 H16.7.17
	-14 社会教育事業	第8回 H16.7.28	第10回 H16.9.14
	-15 電算システム事業	第3回 H16.3.20	第4回 H16.4.28
	-16 地域情報化事業		
	-17 その他事業（その1）	第7回 H16.7.17	第8回 H16.7.28
	その他事業（その2）	第11回 H16.9.29	
◎その他の項目について			
25	その他特に必要な項目について		



合併協議会からのお知らせ

新しいまちの名称を募集します！

皆さんの新しく誕生するまちへの思いや期待を込めて、ふるってご応募ください。

●応募期間 平成16年11月1日(月)～11月30日(火) (郵便は当日消印有効) まで

●応募資格 神崎町若しくは大河内町にお住まいの皆さん

●応募条件 応募は、**ひとり2点まで**とします。

なお、新町の名称は、神崎町、大河内町(ひらがな、カタカナを含む。)を除いた名称とします。

●応募方法 この協議会だよりに添付しているチラシの専用応募はがき、官製はがき、封書、Eメール若しくはホームページにより、次の内容を漏れなく記載の上、ご応募ください。

①新町の名称《漢字・ひらがな・カタカナいずれの表記でも構いません》

注：漢字はふりがなをつけてください

②名称の意味又は理由

③あなたの住所、氏名

※記入漏れのあるものは、無効となる場合があります。

④年齢、電話番号

●選定基準

①両町が地理的にイメージできる名称であること

②両町の特徴を表した名称であること

③両町の歴史・文化にちなんだ名称であること

④合併を記念した名称であること

⑤新町として希望が持て、発展を願う名称であること

⑥新町としてふさわしい名称であること

●応募窓口

①郵送される方は、合併協議会事務局宛にお願いします。

②持参される方は、各窓口に応募箱を設置しています。

・神崎町・大河内町合併協議会事務局 (大河内町役場2階)

・神崎町総務課 (神崎町役場1階)

・大河内町総務課 (大河内町役場2階)

・大河内町長谷支所 (長谷支所1階)

※応募いただいた作品に関する一切の権利は合併協議会に帰属するものとします。

編集・発行

神崎町・大河内町合併協議会事務局

〒679-3116

兵庫県神崎郡大河内町寺前64

TEL 0790-34-0002 FAX 0790-34-0691

E-mail gappeikyou@town.okawachi.hyogo.jp

ホームページ <http://www.town.kanzaki.hyogo.jp/gappeikyou/>

◆ 第14回合併協議会

日時：11月14日(日) 午後1時30分～

場所：大河内町保健福祉センター
2F 福祉講習室

◆ 第15回合併協議会

日時：11月24日(水) 午後1時30分～

場所：神崎町ケーブルテレビ
ネットワーク局舎 会議室

※協議会開催日は予定であり、両町の行事等で変更もあります。

神崎町と大河内町の

新しいまちの名称を 募集します!

神崎町・大河内町合併協議会では、神崎(かんざき)町、大河内(おおかわち)町が合併した場合の、新しいまちの名称を両町民の皆さんから募集します。

皆さんの新しく誕生するまちへの思いや期待を込めて、ふるってご応募ください。

いただいた応募作品の中から名称候補を選定し、合併協議会において新町名を決定します。

また、新町の名称として決定した作品に応募された方には、名付け親賞として記念品等をお贈りします。

新町にふさわしい名称を
みんなで考えよう!



応募期間

平成16年11月1日(月)
～11月30日(火)
(郵便は当日消印有効)まで

応募資格

神崎町若しくは大河内町に
お住まいの皆さん

応募条件

応募は、ひとり2点までとします。

なお、新町の名称は、神崎町、大河内町
(ひらがな、カタカナを含む。)を除いた
名称とします。

詳しい応募方法は裏面をご覧ください。

切り取り線

郵便はがき

6 7 9 3 1 1 6

50円切手を
貼って
ください。

切り取り線

神崎町・大河内町合併協議会事務局

行

神崎郡大河内町寺前六四

応募方法

付属の専用応募はがき、官製はがき、封書、Eメール若しくはホームページにより、次の内容を漏れなく記載の上、ご応募ください。

①新町の名称《漢字・ひらがな・カタカナいずれの表記でも構いません》

注:漢字はふりがなをつけてください

②名称の意味又は理由

③あなたの住所、氏名

④年齢、電話番号

※記入漏れのあるものは、無効となる場合があります。

選定基準

- ①両町が地理的にイメージできる名称であること
- ②両町の特徴を表した名称であること
- ③両町の歴史・文化にちなんだ名称であること
- ④合併を記念した名称であること
- ⑤新町として希望が持て、発展を願う名称であること
- ⑥新町としてふさわしい名称であること
- ⑦現在の、神崎町・大河内町を除いた名称であること。



NO. _____

新しいまちの名称 ふ り が な

町

名称の意味又は理由

新しいまちの名称 ふ り が な

町

名称の意味又は理由

ご住所 〒 —

神崎郡

ご氏名(ふりがな)

(歳)

電話番号 (0790) —

応募窓口

各窓口には、応募箱を設置しています。

神崎町・大河内町合併協議会事務局

●大河内町役場2階

神崎町総務課

●神崎町役場1階

大河内町総務課

●大河内町役場2階

大河内町長谷支所

●長谷支所1階

お問い合わせ

神崎町・大河内町合併協議会

〒679-3116

神崎郡大河内町寺前64

TEL 0790-34-0002

FAX 0790-34-0691

E-mail gappeikyou@town.okawachi.hyogo.jp

※応募いただいた作品に関する一切の権利は、合併協議会に帰属するものとします。